## 津山市マイナンバーカード出張申請受付方式実施要領

令和5年6月1日改正・施行

津山市では、マイナンバーカード(以下「カード」という。)取得推進のため、市職員が市内の事業所や個人宅等を訪問し、顔写真の撮影からカードの申請までの手続きのサポートを行う「出張申請受付」を実施する。

### 1 対象

- (1) 津山市内の事業所・病院・施設等の従業員及び利用者等
- (2) 津山市内に住所を置く5名以上のグループ
- (3) 病気や障がい、要介護等の理由で外出が困難で津山市内に住所を置く人

# 2 実施日時

平日の午前9時半から午後4時まで

- 3 申し込み条件(1-(3)を除く)
  - ①津山市内に住民登録がある申請者が、おおむね5名以上見込まれること。 (人数の多い場合は日程を分けて対応する場合もある。)
  - ②会議室、机・椅子等の備品及び本市が持参するタブレット端末、コピー機等の電源の 準備と片付けができること。
  - ③申請者の住所・氏名・生年月日を記入した出張申請受付名簿(別紙2)を実施日の1週間前までに事前に提出できること。
  - ④受付当日の申請者の案内・誘導を申請団体で行うこと。
  - ⑤申請団体内で取りまとめ、周知・広報を行い、次の内容を申請者に知らせること。
    - (ア) 実施日時、会場
    - (イ) 受付申請時に持参する書類(5-(3)に定める書類)
    - (ウ) 5に定める、カードの交付申請が可能な人の条件

# 4 申し込み方法

実施希望日の7日前までに出張申請受付申込書(別紙1)に必要事項を記入し、市民窓口課へ提出(直接持参、電子メール、郵送)すること。なお、1-(3)については電話や代理人の申し出により受け付ける。

※ 様式はホームページに掲載

5 出張申請受付方式によりカードの交付申請ができる人(次のすべての条件を満たす者であること。)

- (1) 本人(15歳未満の人及び成年被後見人の人は法定代理人と同伴)が申請すること。
- (2) カードの交付を受けていないこと。
- (3) 津山市が指定する交付申請に必要な以下の書類を持参・提出できること。
  - (ア) 暗証番号設定依頼書兼送付先情報登録申請書
  - (イ) 通知カード(申請当日に回収します)
  - (ウ) 通知カード紛失届 ((イ)の通知カードを紛失した人のみ)
  - (エ) 住民基本台帳カード及び住民基本台帳カード返納届 (お持ちの人のみ)
  - (オ) 本人確認書類(原本)(6に定める書類)
- (4) 申請者は、住民登録の住所へ「本人限定受取郵便」等にて送付したカードの受け取りができること。

#### 6 本人確認書類

- (1) A書類2点
- (2) (1) が用意出来ない場合 A書類1点+B書類1点
- (3) (1)(2)が用意出来ない場合 A書類1点+C書類1点
- (4) (1)  $\sim$  (3) が用意出来ない場合、通知カードの返納があれば A書類 1点 または B書類 2点 または B書類 1点+C書類 1点 % (4) の取り扱いは、津山市内に住民登録がある人のみ。

# 本人確認書類一覧

A	運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)、
	旅券(パスポート)、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(写真付きのもの)、療育
	手帳、在留カード、精神障害者保健福祉手帳など
В	保険証(健康保険、介護保険、後期高齢等)、年金手帳、年金証書、生活保護受給者
	証、医療受給者証、住民基本台帳カード(写真なしのもの) など
С	診察券、預金通帳、学生証、社員証 など
	※「氏名と住所」または「氏名と生年月日」の2点が確認できること

※いずれの書類も、券面が現在の情報であり、有効期限内のものに限る。

### 7 その他

申し込みにあたり、以下の点について予め承諾すること。

- ・申し込み順の対応となるため、申し込み多数の場合は実施するまでに期間を要する場合がある。
- ・カードの申請から受け取りに2ヶ月程度を要するが、申請件数に大幅な増加があった場合、 更に時間を要することがある。
- ・カード受け取り前に津山市外へ住所変更した場合は、変更先の市区町村で再度申請が必要 となる。